

# カーボンフットプリントに関する 政策適用の動向

みずほリサーチ&テクノロジーズ

サステナビリティコンサルティング第1部

環境エネルギー政策チーム

桐原 貴大

2025年7月4日

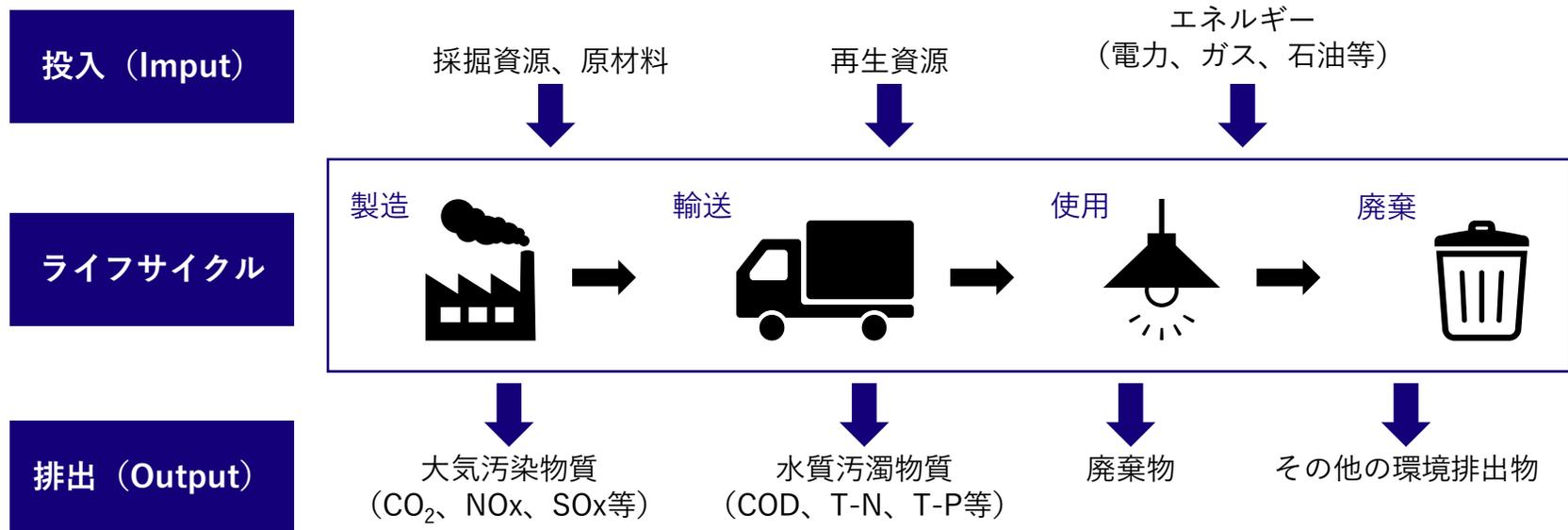
ともに挑む。ともに実る。



# LCA／CFPの概要

- ライフサイクルアセスメント (Life Cycle Assessment ; LCA) とは、対象とする製品の資源の採掘から素材製造、生産、製品の使用・廃棄段階までのライフサイクル全体を考慮し、資源消費量や環境負荷物質の排出量を定量的に把握するとともに、その環境への影響を評価する手法。
- 全ての環境負荷を算定対象とするLCAに対し、カーボンフットプリント (Carbon Footprint、CFP) ではGHG排出量のみを算定対象とする。

## 製品ライフサイクルにおける消費資源・環境負荷物質の排出



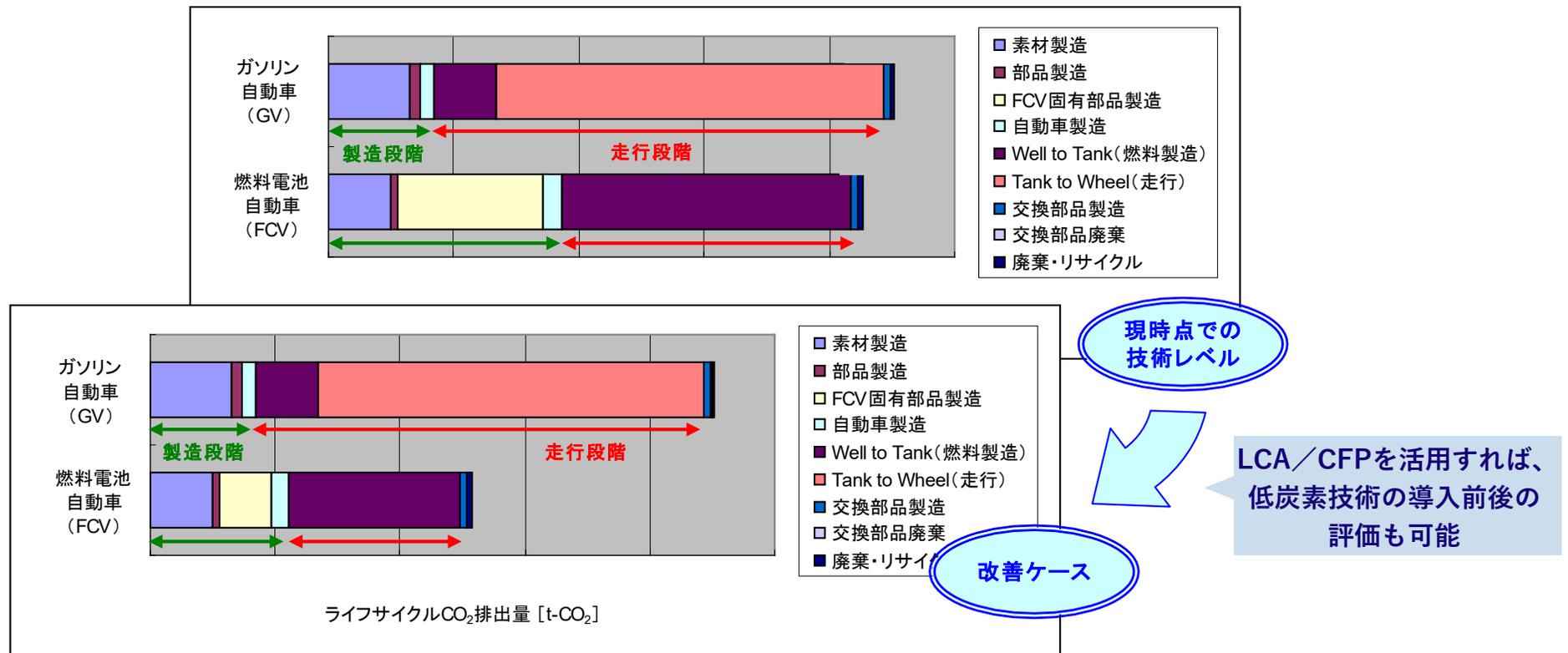
- LCA／CFPを組み込んだ政策や対応が進められているなか、自社製品の環境性能の把握、環境価値の取引先へのアピールなどに用いるツールとして、多くの事業者がLCA／CFPに取り組んでいる状況。

本日のご紹介内容

項目	概要
<b>世界の動き</b> LCA／CFPに関する 国際合意・各国政策	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>G7ではライフサイクルベース評価の重要性</b>が確認され、各国政府も <b>LCA／CFPに関する政策</b>を講じつつある。</li><li>● 欧米で政策が先行しつつも、国内においてもLCA／CFPを活用した政策の導入が検討されている。</li></ul>
<b>投資家・金融機関の動き</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 金融市場では排出量関連の開示を義務づける、又は推奨する動きが広まっており、Scope1、2に加えて、<b>製品単位排出量の情報も必要となるScope3の開示も求める動き</b>がある。 <small>(出所) 経済産業省「カーボンフットプリント レポート及びカーボンフットプリント ガイドラインの概要」</small></li></ul>
<b>民間企業等の動き</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>● サプライチェーン下流の企業がカーボンニュートラル宣言を行い、サプライチェーン上流の企業に対してもGHG排出量の削減を求める企業が増加。併せて、<b>サプライチェーン全体のGHG排出量の把握</b>を行おうとする取り組みも拡大中。</li></ul>

- あるプロセスを対象とした環境への配慮が、他のプロセスでは環境負荷を増大させてしまう可能性も。従って、環境負荷を真に削減していくためには、**製品の全ライフサイクルを勘案して、環境負荷の量を定量的に把握する手法 (=LCA) が重要。**
- 例) 電気自動車とガソリン自動車を比較した場合、走行時のGHG排出量は電気自動車の方が小さい可能性が高いものの、製造時のGHG排出量は電気自動車の方が大きい可能性がある。従って、ライフサイクル全体で環境負荷の増減を勘案する必要あり。

LCA/CFP活用の例



- 企業ご担当者が抱える課題・ニーズは“算定”に関するものから“第三者認証”に関するものなど、当該事業者の目的（例；製品の環境価値のアピール、外部からの開示要請、等）に応じて多岐にわたる。



お客様が抱えていらっしゃる課題・ニーズの例

- LCA / CFPの概略を理解したい、LCA / CFPの基礎的なノウハウを知りたい
- 社内にLCA / CFPの専門的知見をもった人材を育てたい、専門的なノウハウを知りたい
- LCA / CFPの実施について指導をして欲しい、結果の外部への開示あたって不安がある
- LCA / CFPの算定内容について簡単な技術的アドバイスが欲しい
- 社内の多くの製品で正しいLCAの算定結果を外部へ開示したい
- LCAの算定結果について、EPDや第三者検証を取得したい
- LCA に関する算定方法、算定内容の確認をして欲しい
- LCA / CFPに関する算定をお願いしたい
- カーボンニュートラルに向けて、どのような対応を進めていくべきかわからない

- 1990年代から関連事業に着手し、現在まで継続して見える化関連のサービスを提供。30年程度をかけて築いてきた関係者（有識者や、民間企業のご担当者様）とのネットワークあり。
- これまでの豊富な業務経験を通じて、最新動向の紹介のみならず、過去の変更経緯等も含めた知見提供が可能。

### ● LCA創成期

- 国・外郭団体の基礎研究に参画。
- LCA知見の基盤を獲得し、その後の民間企業へのコンサルの基盤を構築。

### ● Scope 3創成・拡張期

- Scope3基準の策定期間から官民双方の案件に従事。
- 環境省の「グリーンバリューチェーンプラットフォーム」関連の事業を通じた国際的なイニシアティブ・算定ルール等の最新動向の把握や、民間企業におけるSBT取得の支援等を実施。

1990年代

2000年代

2010年代

2020年代

### ● LCA拡張期

- 社内プロジェクトを経て、LCA業務の民間展開をスタート。
- 2000年代末には経産省のカーボンフットプリント試行事業を受託。官民の双方の観点から見える化に従事。

### ● CN実装期

- 世界全体がカーボンニュートラル（CN）に向かう中、引き続き、官民の双方の案件に従事。
- 見える化に関する欧州の環境規制に関する委託調査や、削減貢献量の評価といったニーズにも対応。

- CFP算定は主に4つのステップで実施。

## ステップ

対象製品の  
決定

ライフサイクル  
フロー図の作成

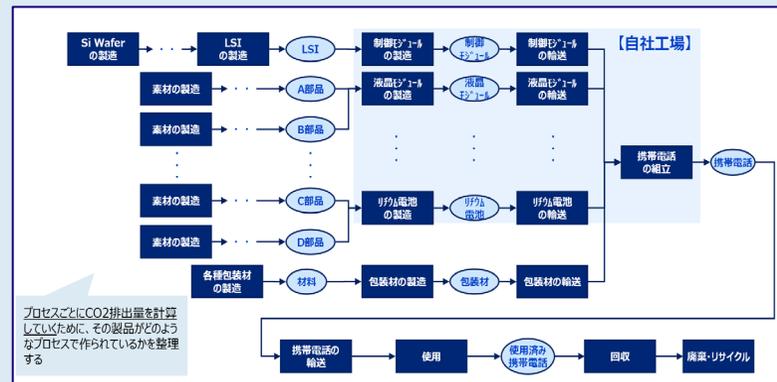
プロセスデータの  
収集

プロセスデータの  
GHG排出量への  
変換

## 概要

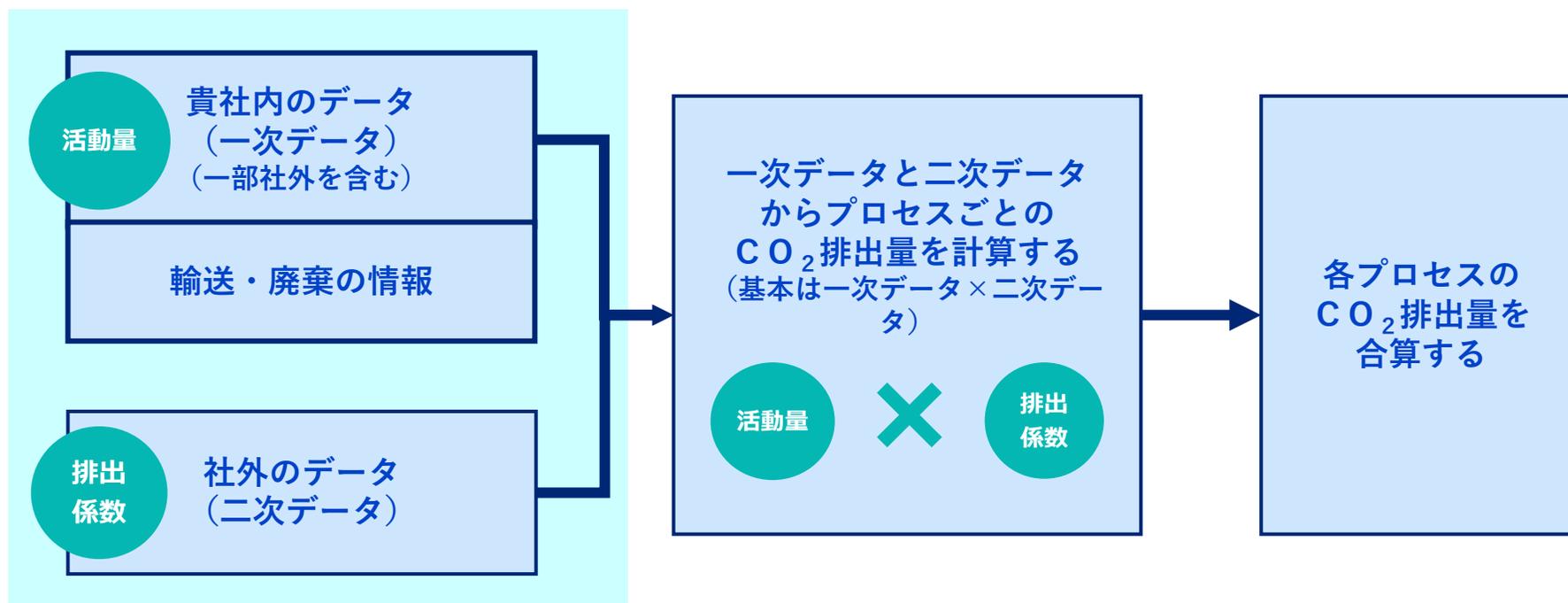
- CFP算定を行う対象製品とその定義を決定する。
- CFPの観点では、「機能単位」を定めることが特徴。
- 対象製品の算定範囲に係るプロセスを洗い出すことを目的に、製品の原材料調達から生産、流通、使用、維持管理、廃棄・リサイクルといった全ライフサイクルを含むフロー図を作成する。
- ライフサイクルフロー図で示した各プロセスについてのデータ収集を行う。
- 投入される部素材だけでなく、ユーティリティや排出物についての収集も必要。
- 上記ステップで収集したデータを基に、「活動量」×「排出原単位」により各プロセスごとの排出量を計算し、それらを合算することで製品のCFPを算出。

## &lt;イメージ&gt;



- ライフサイクルの各段階において、活動量（自社内の一次データ）と排出係数を乗算し、それらを足し上げることで算出。
- 活動量は自社工場等からデータ収集し、排出係数は既存のデータベース等を参照することが一般的。

## データ収集から算定までの流れ



# LCA／CFPに関する政策適用の動向

## G7におけるLCAの取扱い

- G7気候・エネルギー・環境大臣コミュニケ（2023年4月）にてライフサイクル全体のCO2排出量を管理し、削減することが重視されている。
- 今後、各国でライフサイクルベースの脱炭素化を促進する施策（電池規則や公共調達、政策投融資など）がいろいろ促進されることが想定される。

### ■ G7気候・エネルギー・環境大臣コミュニケ（大臣会合成果とりまとめ）（2023年4月）

- 循環性・資源効率性（サーキュラーエコノミー、リサイクル等の推進）を促進する中で、「ライフサイクル・アプローチを踏まえた製品設計の強化、ライフサイクル評価、適切な場合には拡大生産者責任のスキーム等を含み得る様々なアプローチを通じ、バリューチェーンにおける循環性を高めるための幅広い政策措置と民間セクターとの協力を強化することによって我々の経済がより循環性及び資源効率性の高いものとなるよう努力する。」（文書31項目目）
- 産業の脱炭素化に向けては「ライフサイクルベースで産業の脱炭素化を評価することの重要性を強調し、関連する測定基準やデータ収集が開発されるべきことを確認する。効果的なR&Dを通じたイノベーションの加速と、ニア・ゼロ技術の拡大による展開の重要性を認識し、我々は、官民による低及びニア・ゼロ・エミッション素材の市場開発の加速を奨励。」（文書76項目目）
- このほか、自動車（電池を含む）、建築物、国際海運、プラスチック汚染などの箇所にライフサイクル評価に基づいて検討することが明記。
- また、バリューチェーン、サプライチェーンの文言も多く記載されており、企業によるバリューチェーンの管理がビジネス上において重要であることが多く記載されている。

（出所）G7気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケより、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

- 2020年12月に欧州電池規則の改正案が発表され、2023年8月に発効。
- あらゆる種類の電池を対象とし、ライフサイクル全体に関して、主に以下の観点から規定（サステナビリティの観点から）。
  - ・ カーボンフットプリント
  - ・ 責任ある材料調達（デューデリジェンス）
  - ・ リサイクル
- バッテリーパスポートの適用についても規定されている。

項目	概要
CFPの算定・報告	<ul style="list-style-type: none"><li>・ CFPの計算結果の表示の義務化</li><li>・ CFPの性能クラス分類</li><li>・ 電池のCFPに関する最大閾値の設定</li></ul>
責任ある材料調達 (デューデリジェンス)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 特定の資源に関する調達方針の策定・公表、リスク管理、対応策の検討</li></ul>
リサイクル	<ul style="list-style-type: none"><li>・ リサイクル効率に関する基準値の設定</li><li>・ 原材料の回収率に関する基準値の設定</li><li>・ 電池製造時における一定以上のリサイクル材の使用義務化</li></ul>

(出所) Regulation (EU) 2023/1542より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

- 欧州電池規則は、2023年8月に発効。全14章、96条の条文、15の附属書で構成され、CFPについては第7条と附属書2で、デジタルバッテリーパスポートは第9章で扱われている。
- カーボンフットプリントの算定方法は委任規則で規定されることになっているものの、現時点では最終版の公開には至っていない（2024年にパブコメが実施され、それを踏まえて欧州側で修正中）。

第I章 総則	<ul style="list-style-type: none"> <li>主題と適用範囲（第1条）</li> <li>目的（第2条）</li> <li>定義（第3条）</li> </ul>	等	第VII章 電池デューデリジェンスに関する経済事業者の義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>デューデリジェンスの方針（第48条）</li> <li>デューデリジェンスに関する管理システム・リスク管理の義務（第49条・第50条）</li> <li>デューデリジェンス方針の第三者検証（第51条）</li> <li>デューデリジェンス方針の開示（第52条）</li> </ul>
第II章 持続可能性と安全性の要求事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>物質の制限（第6条）</li> <li><b>カーボンフットプリント（第7条）</b></li> <li>リサイクル含有率（第8条）</li> <li>性能と耐久性（第9条・第10条）</li> </ul>	等	第VIII章 廃電池の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>電池種類別の回収に関する条件（第59条～第61条）</li> <li>リサイクル率と回収率の目標（第71条）</li> </ul>
第III章 ラベリング、マーキング、情報の要求事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>ラベリングとマーキング（第13条）</li> <li>電池のSoHや寿命に関する情報（第14条）</li> </ul>		<b>第IX章 デジタルバッテリーパスポート</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>バッテリーパスポート（第77条）</b></li> <li><b>バッテリーパスポートの技術設計と運用（第78条）</b></li> </ul>
第IV章 電池の適合性	<ul style="list-style-type: none"> <li>適合性評価手順（第17条）</li> <li>EU 適合宣言（第18条）</li> <li>CEマーキングの原則、表示（第19条・第20条）</li> </ul>	等	第X章 EU市場の監視およびセーフガー	<ul style="list-style-type: none"> <li>附属書1 物質の制限</li> <li><b>附属書2 カーボンフットプリント</b></li> <li>附属書3 一般的な用途の携帯用電池の電気化学的性能及び耐久性パラメータ</li> </ul>
第V章 適合性評価機関の届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>通知当局に関する要件等（第22条～第24条）</li> <li>通知機関に関する要件等（第25条～第27条）</li> </ul>	等	第XI章 グリーン公達、物質規制に関する改正手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>附属書4 LMT電池、2 kWhを超える容量の産業用電池及び電気自動車用電池の電気化学的性能および耐久性要件</li> <li>附属書5 安全性パラメータ</li> <li>附属書6 ラベリング、マーキングおよび情報に関する要件</li> <li>附属書7 電池のSoHおよび期待寿命を決定するためのパラメータ</li> </ul>
第VI章 第VII・第VIII章以外の経済事業者の義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>製造者の義務（第38条）</li> <li>輸入者の義務（第41条）</li> <li>販売者の義務（第42条）</li> </ul>	等	第XII章 権限委譲と委員会の手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>附属書8 適合性評価手順</li> <li>附属書9 EU適合宣言No*... * (申告書の識別番号)</li> <li>附属書10 原材料及びリスク区分のリスト</li> <li>附属書11 廃携帯用電池及び廃LMT電池の回収率の算定</li> <li>附属書12 リサイクルを含む保管及び処理の要件</li> <li><b>附属書13 バッテリーパスポートに記載すべき情報</b></li> <li>附属書14 使用済み電池の出荷に関する最小要件</li> <li>附属書15 関連テーブル ※電池指令（2006）との関係</li> </ul>

CFP等の情報を含むよう記載あり

（出所）Regulation (EU) 2023/1542より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

- 製品に関する情報をデジタル形式で提供する仕組みであり、製品のライフサイクル全体にわたるトレーサビリティを確保することを目的としたもの。欧州で販売される製品（委任規則で定められる製品）はDPPへの対応が義務化され、**DPP上でやり取りされる情報の一つにCFPが含まれる。**

## DPPの概要

- 2024年7月、欧州委員会は「持続可能な製品のためのエコデザイン規則（ESPR）」を施行。
- ESPRにおいて「デジタル製品パスポート（DPP）」の導入が規定されており、DPPに含まれるデータ項目の詳細等は、製品別に委任規則にて定められる予定。
- 2025年4月に公開されたworking planにて、下記が優先製品群として指定されている（蓄電池は電池規則にて別途規定されていることから、下記に記載なし）。
  - 繊維・衣類、家具、タイヤ、マットレス、鉄鋼、アルミ
  - その他、横断的要件として修理性や電気電子機器のリサイクルに関しても言及あり（これらを検討する過程でICT機器も対象に）
- EUでは、DPPの実証プログラムとして、CIRPASSを実施しているところ

## CIRPASSの概要

### < CIRPASS >

- 2022年から2024年にわたって運営された事業。
- 3業種（電池、電子機器、繊維）を対象として、DPPに盛り込むべき情報項目の整理、DPP導入に向けたロードマップの作成、DPPのシステムアーキテクチャ設計等の検討を実施。

### < CIRPASS-2 >

- 2024年5月から2027年4月（予定）までの事業。
- 4業種（繊維、電機・電子、タイヤ、建築材料）を対象に、13のパイロットプロジェクトを通じて、DPPの実運用や普及等に向けた検討を実施。

（出所）欧州委員会 エコデザイン規則、欧州委員会ホームページ、CIRPASS／CIRPASS-2ホームページより、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

- もともとはゼロエミッション車を対象とした補助金制度であったが、2023年10月から制度を改訂。
- 補助対象車両の条件として、車両製造時および輸送時のCO2排出量が基準をクリアすることが加えられた。製造事業者がCFP算定を行う必要が生じるなか、例えば鉄やアルミに関して制度側が原単位を用意しているものの、日本はフランスよりも大きい値が設定されている。

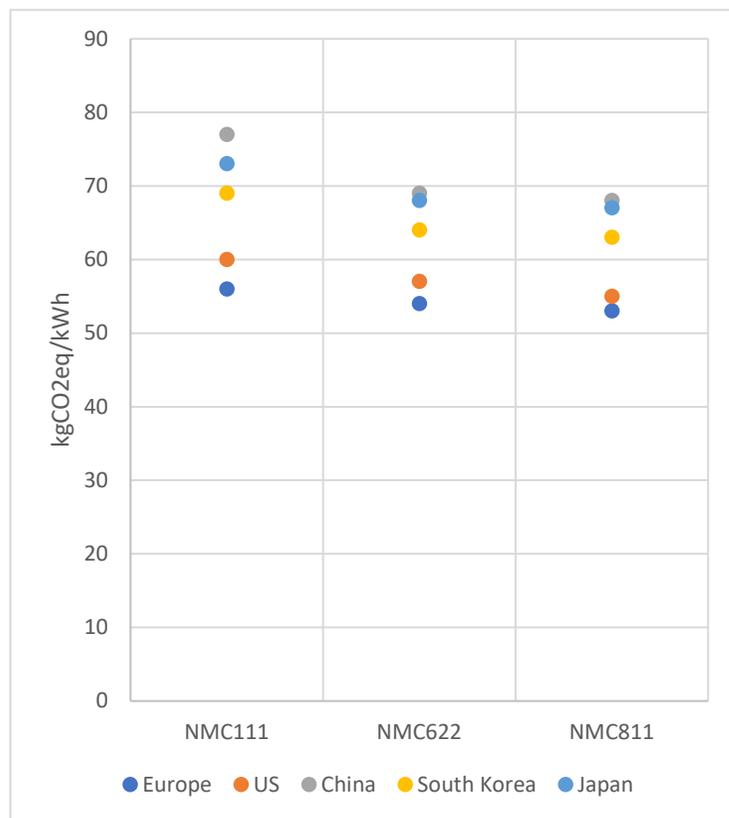
### 環境スコアの算定方法に係わるアレテ（省令）抜粋

- シティユース向けの車両（5人乗り以上、トランク容量200L超、航続距離170km以上）と、その他の車両向けの2つに分かれる（アレテ第3条）。
- 製造過程で使用された鋼材、アルミニウムその他の素材の生産過程、電池の製造過程、中間加工・組み立て、フランスの流通拠点までの輸送過程におけるCO2排出量を加算して算出（アレテ第4条）。
- EVメーカーは、環境スコアの算定に必要な情報をフランス環境エネルギー管理庁（ADEME）に提出（アレテ第10条）。
- 環境スコアの閾値は60ポイント（アレテ13条）。
- 各過程のCO2排出量は、国・地域ごとに基準値を設定（アレテ付属書）。
  - 例；鋼材生産のCO2排出量の基準値は、鋼材1kg当たり独で1.4kg-CO2eq、米国1.1kg-CO2eq、中国2.0kg-CO2eq、韓国1.7kg-CO2eq、日本1.9kg-CO2eq
  - 例；電池製造過程のCO2排出量の基準値は、電池容量1kWh当たり、欧州が53kg-CO2、米国55kg-CO2、中国68kg-CO2、韓国63kg-CO2、日本67kg-CO2

（出所）JETROビジネス短信、フランス政府省令（アレテ：Arrêté du 19 septembre 2023 relatif à la méthodologie de calcul du score environnemental et à la valeur de score minimale à atteindre pour l'éligibilité au bonus écologique pour les voitures particulières neuves électriques）より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

- 2021年7月、ICCT (The International Council on Clean Transportation) が「A GLOBAL COMPARISON OF THE LIFE-CYCLE GREENHOUSE GAS EMISSIONS OF COMBUSTION ENGINE AND ELECTRIC PASSENGER CARS」と題するレポートを公開。

### 電池製造に係るGHG排出量

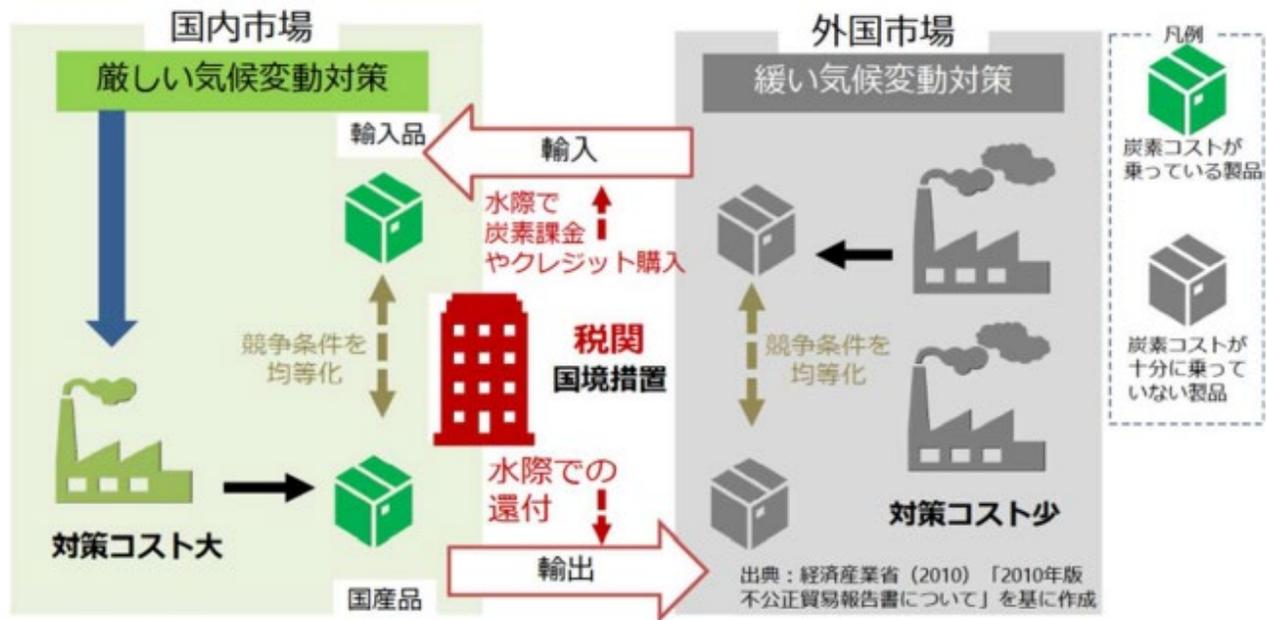


- 正極材の種類ごとに電池製造に係る地域別のGHG排出量を提示。
- 欧州における排出量が最も小さく、米国、アジア（韓国、日本、中国）の順になっている。

(出所) ICCT 「A GLOBAL COMPARISON OF THE LIFE-CYCLE GREENHOUSE GAS EMISSIONS OF COMBUSTION ENGINE AND ELECTRIC PASSENGER CARS」より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

- 2022年12月、EUはCBAM（Carbon Border Adjustment Measure）の導入を決定。
- CBAMでは、気候変動対策が不十分な国からの輸入品に対し、水際で炭素課金を行うこと、さらには自国からの輸出に対して水際で炭素コスト分の還付が行われる。炭素課金計算の際に製品単位でのCO2排出量が用いられる。  
(ただし、CO2排出量はCFPではなく、Scope1、Scope2の範囲の排出量が用いられる)

### 炭素国境調整措置（CBAM）の考え方



- 国内市場と外国市場の条件を揃える国境調整を行い、炭素リーケージを防ぐ。

(出所) 経済産業省「CFPレポート」(2023年3月)より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

## 米国インフレ抑制法における低炭素建設材料の調達

- 米国インフレ抑制法により、GSA（General Service Administration；一般調達局）は33.75億ドルを提供されており、そのうち21.5億ドルが低炭素建設材料の調達に充てられる。
- コンクリート、セメント、コンクリートブロック、アスファルト、鉄鋼、ガラスを対象として、低炭素材料としての閾値が設定されている。

## 米国インフレ抑制法における低炭素建設材料の調達（コンクリートの例）

Specified concrete strength class (compressive strength [f'c] in pounds per square inch, or PSI)	Top 20% limit	Top 40% limit	Better than average limit
≤2499	228	261	277
3000	257	291	318
4000	284	326	352
5000	305	357	382
6000	319	374	407
≥7200	321	362	402

業界平均等の上位20%、それが入手できない場合は上位40%といった閾値が設定

コンクリートの強度に応じて閾値の設定あり

（出所）米国GSA（一般調達局）ウェブサイトより、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

- GX2040ビジョンにおいて、GX価値の見える化による需要喚起が想定されており、その指標の一つとしてCFPが位置づけられている。

### GX2040ビジョンにおける関連記載の抜粋

## 2. GX産業構造

(2) 実現に向けたカギとなる取組

4) GX産業につながる市場創造

② GX 価値の見える化 (CFP・削減実績量・削減貢献量等)

・・・ (中略) ・・・

当該製品・サービスの環境価値の見える化には、製品・サービスのカーボンフットプリント (以下「CFP」という。)のみならず、排出削減量に着目した指標 (削減実績量、削減貢献量等) が注目される。

・・・ (中略) ・・・

我が国としても **CFP** 及び排出削減量に着目した指標を産業政策に織り込み、官民で進めている脱炭素投資を通じた産業競争力強化を実現すべく、検討を行う。

・・・ (中略) ・・・

**CFP** 及び排出削減量に着目した指標の活用に関する検討を進め、例えば、投資促進策におけるプロジェクト選定プロセスでの活用などを検討するとともに、

・・・ (中略) ・・・

(出所) 経済産業省 「GX2040ビジョン～脱炭素成長型経済構造移行推進戦略 改訂～」より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

需要喚起策として

- GX製品の民間企業の調達促進
- 公共調達

等

が言及されている

- GX2040ビジョンの策定と並行する形で、補助金等の要件にカーボンフットプリントを適用する動きが進んでおり、GX製品の需要喚起策が講じられている。

### クリーンエネルギー自動車導入促進補助金における CFPの取り扱い

- 自動車メーカーが**CFPが低い鋼材、GX推進に向けた鋼材の導入に向けて計画的に取り組んでいる場合に、補助金が最大5万円増額される。**

自動車分野のGX実現に必要な価値	評価項目(案)	自動車メーカーに求めていく取組
基本の補助額に関する評価項目 <span style="float: right;">* 今後、執行団体の委員会における審査を踏まえ決定 * 下線は、2025年度の追加事項。</span>		
製品性能の向上  ユーザーが安心・安全に乗り続けられる環境構築	①車両性能【車種ごと】	・ 車両の電費・航続距離を向上させること
	②充電インフラ整備【企業ごと】	・ 全社の電動車を普及させる上で重要な公共用急速充電器の整備に取り組むこと ・ 電動車が増加してもユーザーの利便性を確保できるよう、自社の販売台数に応じて、急速充電器（公共・非公共）の整備に取り組むこと
	③整備の体制／供給の安定性／安全性【車種ごと・企業ごと】	・ 十分な数の整備拠点を確保する等、整備サービスを提供できる体制の確保に取り組むこと ・ 供給の安定性の観点から、主要部品（バッテリー・駆動用モーター・インバーター）、重要鉱物の安定確保に向けて取り組むこと ・ 車両や車載蓄電池の火災の発生の未然防止、再発防止に取り組むこと
	④整備人材の育成【企業ごと】	・ メンテナンスを支える整備人材の育成に取り組むこと
	⑤サイバーセキュリティへの対応【車種ごと】	・ 車両のサイバーセキュリティ対策に取り組むこと
ライフサイクル全体での持続可能性の確保	⑥ライフサイクル全体での持続可能性の確保【車種ごと・企業ごと】	・ 車両のライフサイクル全体でのCO2排出削減、蓄電池のCFP低減に向けて取り組むこと ・ 資源の有効活用の観点から、バッテリーのリユース・リサイクル等に取り組むこと ・ GXリーグへの参画や取引適正化（調達先への支払い期間）など、サプライチェーン全体の持続可能性の確保に取り組むこと
自動車の活用を通じた他分野への貢献	⑦自動車の活用を通じた他分野への貢献【企業ごと】	・ 外部給電機能の具備を通じて、エネルギーマネジメントや、災害対応に貢献すること 等
加算額に関する評価項目		
ライフサイクル全体での持続可能性の確保	⑧環境負荷の低減及びGX推進に向けた鋼材の導入【企業ごと】	・ 環境負荷（CFP）が低い鋼材、GX推進に向けた鋼材の導入に計画的に取り組むこと

（出所）経済産業省「令和7年度におけるクリーンエネルギー自動車導入促進補助金（CEV補助金）の取扱い」より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

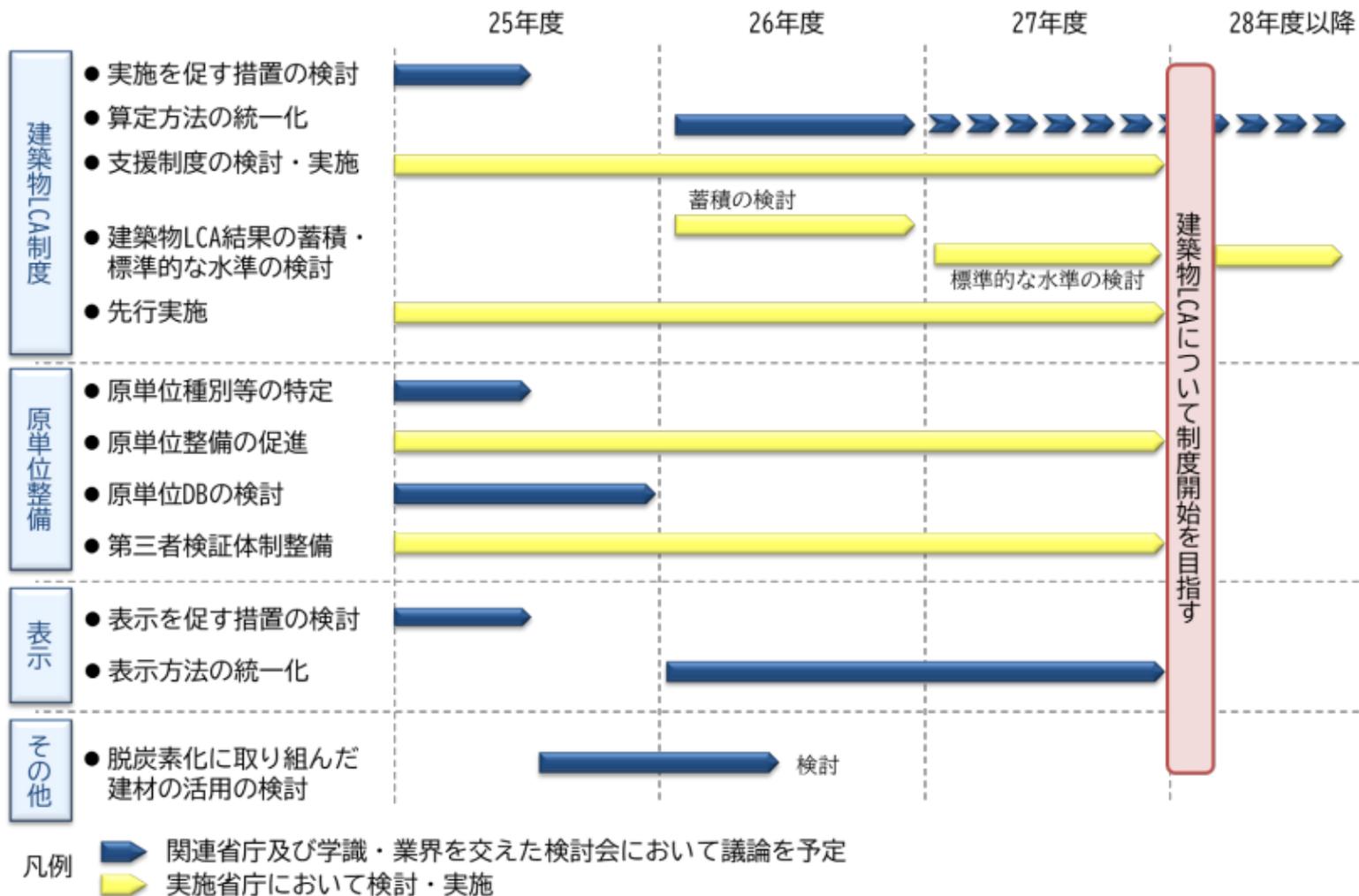
### グリーン購入法特定調達品目における CFPの取り扱い

- 環境省のグリーン購入法における特定調達品目としてよりよく評価されるための条件の一つとして、CFPの算定が追加に（鉄鋼を対象として）。
- なお、新しい指標である「削減実績量」の算定も必要になっている。

原材料に鉄鋼が使用された物品	<b>【判断の基準】</b> ○基準値1は、当該品目に係る判断の基準を満たし、次の要件を満たす鉄鋼が使用されていること。 ①削減実績量が付されていること。 ②原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。
----------------	--

（出所）環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

- 2024年11月に内閣官房にて「建築物のライフサイクルカーボン削減に関する関係省庁連絡会議」が立ち上がり、2025年4月には、“2028年度以降に建築物LCAについて制度開始を目指す”ことが掲げられた。
- 関係省庁において、制度の詳細について議論が行われているところ。



(出所) 内閣官房：建築物のライフサイクルカーボン削減に関する関係省庁連絡会議 資料より

- 海外において導入されているLCA／CFPの関連政策は、単なる環境対応ではなく、産業政策としての側面が読み取れる。
- 国内も例外ではなく、GX2040ビジョンでは「脱炭素戦略」と「産業戦略」の両立が目指されている。特に需要面において、GX価値の高い製品に対する国内市場立ち上げに向けた施策がとられることへ言及あり。
- 企業としては、今後の拡大が見込まれるGX市場の獲得に向けて、①見える化の促進に向けた対応や、②見える化を基にした戦略的なアクションの検討が必要となる。
- 自身のCFPをより精緻に把握して適切なアクションを検討するためにも、一次データの重要性が拡大しているところ。

## ご関心ある事業者を対象として無料相談会を実施します

- みずほリサーチ&テクノロジーズとNTTドコモビジネス（旧NTTコミュニケーションズ）は両社連携のもと、**CFP算定～データ連携までをシームレスに繋ぐワンストップサービスを提供**します
- 本講演では扱えなかった、個別の論点や固有の課題もあるかと思しますので、CFP算定やスコープ1・2・3排出量算定、データ連携にご関心ある事業者を対象とした**【無料相談会（オンラインでの30～60分程度のディスカッション）】**を実施します
- みずほリサーチ&テクノロジーズとNTTドコモビジネスの担当者が同席しご関心事項へのディスカッションを実施させていただきます
- ご希望される方は、以下の要領で**2025年7月18日までにメールにてご連絡**ください

宛先：[onestopcfp@mizuho-rt.co.jp](mailto:onestopcfp@mizuho-rt.co.jp)

件名：**【無料相談希望】XX社**

文面：**① 企業名・部署名 ② 担当者名 ③ 具体的な相談内容**

（③の例：CFP算定やスコープ1・2・3排出量算定の詳細を知りたい、排出量算定のためのデータ収集について相談したい、算定プロセスを効率化したい、Catena-X等データスペースでの連携を見据えた準備をしたい、等）

<ご留意事項>

- 希望者多数の場合はお断りさせて頂く場合がございます。
- 頂戴した内容および申込者情報については、みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社における本件担当者間で共有させていただくと共に、必要に応じてNTTドコモビジネス株式会社担当者にも共有させていただきますので、予めご了承の下でご連絡をお願いします。
- みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社における個人情報の取り扱いは次スライドの通りです。

## ■ みずほリサーチ&テクノロジーズにおける個人情報の取り扱い

- 無料相談会の実施の申し込みに際して個人情報を記載いただく部分がございますが、その取扱いは以下のとおりといたします。
- みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社では、個人情報保護に関する取組方針及び個人情報の取扱いに関する考え方として、「お客様の個人情報保護に関するプライバシーポリシー」（以下、「ポリシー」といいます）を制定し、これを公表しています。
- 今回記載いただく個人情報につきましては、ポリシーに従い、その利用目的を下記の通り特定するとともに、利用目的の達成に必要な下記の範囲において取り扱うこととします。
  - 利用目的：無料相談会の実施および、それ以後のコンサルティングサービスの提供に活用するため
  - 利用範囲：弊社関係者 および ご了承いただいた場合には、NTTドコモビジネス株式会社における関係者
- ただし、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いはいたしません。
- ポリシーの詳細については、下記のURLをご参照ください。また、ポリシーにつき、不明な点がございましたら、前掲連絡先までお問い合わせください。（<https://www.mizuho-rt.co.jp/privacy/policy.html>）

© 2025 みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

本資料は貴社とのディスカッションを目的として作成されたものであり、本資料に記載された内容は、過去の事例または仮定に基づくとともに本資料に含まれる情報の確実性あるいは完結性を表明するものではありません。今後お客さまから開示いただく情報、制度または環境などの変化によっては、記載内容を大幅に変更する必要がある可能性があります。その場合、お客さまが期待した結果または効果が得られない可能性がありますので、予めご了承ください。

本資料は、お客さまのリスクを網羅的に示唆するものではありません。本資料の記載内容については、そのリスクを十分ご理解の上、お客さまご自身の判断で商品またはサービスにかかわる契約を締結するようお願いいたします。

法律・会計・税務上の取扱いについては、それぞれ、弁護士、公認会計士、税理士などの専門家に別途ご相談ください。

弊社は、別途契約の締結などを行わない限り、お客さまに何らかの商品またはサービスの提供を行うものではありません。

なお、本資料記載の商品またはサービスにかかわる契約有無の判断については、お客さまとみずほ銀行との取引に影響を及ぼすものではありません。

本資料の著作権は当社に帰属し、本資料の一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他の如何なる手段において複製すること、②当社の書面による許可なくして再配布することを禁じます。

ともに挑む。ともに実る。

**MIZUHO**

